

監査公表第 22 号（令和 6 年 6 月 21 日、県公報第 506 号登載）
行政監査結果に基づく措置通知（令和 4 年度）

監査公表第 22 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した「大規模災害時の応急対策用資機材の整備・管理状況について」の行政監査の結果（令和 5 年 3 月 14 日 4 監総第 685 号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 6 月 21 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

福岡県監査委員 塩 川 正 一 様
 同 世 利 洋 介 様
 同 森 行 一 様
 同 大 島 道 人 様

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 5 年 3 月 1 4 日 4 監総第 6 8 5 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部 河川管理課	県土整備事務所において、県水防計画に示す「水防倉庫（10 坪）1 棟当りの基準（最低）」が市町村のみならず県にも適用される基準であるという認識が欠けていた、廃棄時に補充を失念していたなどの理由により、一部品目において不足が生じていた。当該基準に基づき必要品目・数量を備蓄するよう各県土整備事務所へ周知徹底されたい。	各県土整備事務所に対して、県水防計画に示した備蓄基準は県にも適用される基準であり、当該基準に基づき必要品目・数量を備蓄するよう、令和 5 年 3 月に通知し、同内容の徹底のため、令和 5 年 10 月に改めて通知した。 また、各県土整備事務所に資器材の備蓄を指導するなかで、基準が現実から乖離している部分が見られたため、令和 6 年 2 月に県の基準を新たに作成し、令和 5 年度内に備蓄を完了した。
県土整備部 河川管理課	「水防資材一覧表」の更新だけでは、購入時期や劣化の状況などが不明である。今回の監査で破損した土のう袋を確認しており、県水防計画（資料編）に掲載されている「水防資材受払簿」を活用し、更新の目安にするなどにより適切な管理を行うよう各県土整備事務所へ	各県土整備事務所に対して、「水防資材受払簿」を用いて購入時期を把握し、更新の目安とするとともに破損等がある場合には速やかに更新し、適切な管理を徹底するよう令和 5 年 3 月に通知した。 また、令和 5 年 10 月には、確認用の「水防倉庫・資器材点検手

	周知徹底されたい。	エックリスト」を新たに作成し、同内容について改めて通知した。
保健医療介護部 医療指導課	原子力災害医療協力機関に配置している資機材について、保管している箱の表示ラベル記載の数量と中身が一致していないものが一部見受けられた。発災時に円滑に使用できるよう、所要の措置を講じられたい。	令和4年12月に、各資機材を保管している箱の表示ラベル記載の数量と中身が一致しているか確認し、一致していないものは正しい数量を記載した表示ラベルに張り替えた。 今後は、表示ラベルを作成する際には複数の県職員がダブルチェックを行うこととし、箱の表示ラベル記載の数量と中身が一致しているか、定期的（年一回）に確認することとした。
保健医療介護部 医療指導課	点検時に発電機及び輸液ポンプについて動作確認を行っておらず、また、輸液ポンプはメーカー説明書の耐用年数を経過していた。定期的に資機材の動作確認を含む点検を実施の上、耐用年数や使用可能状況を踏まえて更新等を行い、発災時に迅速かつ円滑に使用できるよう、資機材の機能・品質の確保を努められたい。	令和6年3月にDMATと動作確認を含めた点検を行い、発電機及び輸液ポンプが使用可能なことを確認した。 今後は、定期的（年一回）に資機材の動作確認を含む点検を実施の上、耐用年数や使用可能状況を踏まえて更新等を行うこととした。
保健医療介護部 医療指導課	発電機の燃料であるガソリンの発災時の具体的かつ迅速な調達方法について検討されたい。 また、ガソリンは危険物であり、現物備蓄が困難であることから、当該発電機の更新時には、現物備蓄が容易な燃料で稼働するものへの変更を検討されたい。	SCU用資機材のうち電力が必要な輸液ポンプと心電図モニターは内蔵バッテリーで一定時間稼働が可能なことから、平時から県及びDMATにより充電を行い、非常時には内蔵バッテリーで稼働の間に石油類燃料の優先供給に関する協定を利用して最寄りのガソリンスタンドからガソリンを調達する。 また、発電機の更新時に、現物備蓄が容易な燃料で稼働する機種があれば変更を前提に見直すこととする。